

# 人的支援（受援・応援）の概要

令和3年4月14日時点

## 1 短期派遣の概要

### （1）受援

- ・ 東日本大震災では他自治体からの応援に対する受入れ体制が不十分であったため、発災後の応援受入体制や手続きをまとめた県広域受援計画を策定している。
- ・ 的確な災害対応を行うため、市町村においても受援計画の策定が求められており、令和2年4月に内閣府は「市町村のための人的支援の受入れに関する受援計画の手引き」を策定している。
- ・ 自治体等による人的支援の受入れ調整については、県広域受援計画に基づき、宮城県災害対策本部事務局内に設置する人員調整チーム（構成：人事課・市町村課・危機対策課等）が事務を担当する。県が行う事務の役割分担や連絡調整の流れは人員T内規を策定している。

### （2）応援

- ・ 近年大規模災害が頻発していることや、東日本大震災の被災県としてその経験を生かした人的・物的支援を行うため、大規模災害発生時における人的応援や物的応援等を実施するための計画として県広域応援計画を策定している。
- ・ 被災団体に対する人的応援については、県広域応援計画に基づき宮城県広域応援本部事務局内に設置する人的応援チーム（構成：人事課・市町村課・危機対策課等）が事務を担当する。

### （3）受援・応援共通

- ・ 被災市町村に対する応援職員の派遣については、初めに県内地方公共団体との派遣調整を行い、県内調整では対応が困難な場合は災害応急対策業務（避難所運営等）に係る全国一元的な応援職員派遣の仕組みである「応急対策職員派遣制度」による応援派遣要請を行う。
- ・ 応急対策職員派遣制度では、被災市町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てる「対口支援」を実施するほか、対口支援の決定前若しくは決定後において、必要に応じて被災市区町村のニーズ把握や災害マネジメントを総括的に支援するため、災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で編成した総括支援チームの派遣を行う。

## 2 中長期派遣の概要（受援・応援共通）

- ・ 中長期の応援職員確保手段は大きく分けて「復旧・復興支援技術職員派遣制度（以下、「技術職員派遣制度」という。）による確保」、「総務省スキームによる確保」、「独自調整による確保」の3種類である。
- ・ 技術職員派遣制度は、小規模市町村を中心に技術職員の不足が深刻化し、また、大規模災害時の中長期派遣においても恒常的に技術職員が不足している背景を踏まえ、全国の地方公共団体の人的資源を効果的に活用して被災団体を支援するための全国一元的な技術職員の中長期応援派遣の仕組みとして令和2年4月に策定された。派遣調整にあたっては、初めに県内での調整を実施し、対応が困難であれば、北海道・東北ブロック調整、全国調整と移行していく。
- ・ 総務省スキームは、全国市長会及び全国町村会の協力を得て、全国の市区町村職員を被災市町村へ派遣するスキーム。市町村担当課が被災市町村の派遣要望を把握し、総務省がとりまとめ、全国市長会、全国町村会を経由して全国の市区町村に伝達する。派遣申出があった場合は全国市長会・全国町村会を経由して総務省でとりまとめ、市町村担当課を経由して被災市町村に提示し、マッチングを行うもの。
- ・ 独自調整は災害時相互応援協定に基づく応援職員の派遣受入れ等、上記以外の確保手段を指す。